平成25年6月1日要領第1号 最終改正 平成28年9月1日

(目的)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)における公益法人等に対する支出の適正化・透明性を確保するため、独立行政法人国立高等専門学校機構における公益法人等に対する会費支出に関する規則(規則第112号)(以下「機構規則」という。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構における公益法人等に対する会費支出に関する取扱要領(平成24年8月1日理事長裁定)(以下「取扱要領」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 本校においては、「任意団体」についても、機構規則第2条第2項に定める「公益法人等」に準じた取扱いとする。

(承認)

第3条 機構規則第4条による契約担当役への承認の申出は、別紙様式によりに行うものとする。

(支払基準)

第4条 個人名義により支払いを行う場合には、同名義人が会費支出時において会費に係る期間の3/4以上が独立行政法人国立高等専門学校機構に所属することが予定されていなければならない。

(支払方法)

- 第5条 会費の支払いは、機構の財務及び会計に関する規則及び会計基準に基づき処理する。
- 2 機構規則第4条により承認の申出を行った場合は、「立替払理由書」に代えることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 「新居浜工業高等専門学校学会費等の年会費に関する申合せ」(平成23年11月22日制 定)は、廃止する。

附 則(平成28年9月1日一部改正)

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

契約担当役	課	長	課長補佐	財務企画 係 長	契約係長	契約係	

## 7. 光光 1. 然人典士山山山事

公益法人等会質文出甲出書										
							平成	年	月	日
新居浜	工業高	5等専門	学校彗	22約担当役 殿						
					所属学	科(課)	)			
					氏	名				印
				厚門学校機構に 出したいので承			人等に対す	「る会費	貴支出に関す	トる規則」
					記					
1. s		名:(目:		個人会費	Г	〕法人	<b>会</b> 费	П	賛助会費	)
						」 上記			真奶云真	
3. 7	相手力	7名:(		公益社団法人	. [	]公益則	付団法人		特例民法法	) <del>[</del> 人
				一般社団法人			団法人			意団体含む。)
4.	会費の	支出基準	準:							
		会議(	学会等	き含む。) に参加	叩する又	は研究	発表等を	行う予	定がある場	合
		雑誌等	(学会	会誌を含む。) を	と投稿す	る予定	どがある場	合		
		会員等は	こなら	っなければ得ら	れない	情報収録	集等ができ	きる場合	7	
		会員等の	の特典	はにより、機構	の経費	削減に	つながるこ	ことが則	月確に説明で	できる場合
詳	細									
5.	支払V	、方法: 、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			<i>3.</i> / 1. 2	<b>-</b> , , , , ,		営の支持	ムい方法	
		* *		核当項目にレ点 その他記載事項				<del> </del> すス	- <u>ル</u>	
		/•\	. (			<u>しっ</u> かっし.	民们 (17)	17 0	0	